

小山怜央後援会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、小山怜央後援会と称し、事務局を日本将棋連盟岩手県支部連合会事務局（岩手県紫波郡紫波町日詰西6丁目6-2）に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は郷土出身のプロ棋士・小山怜央氏を激励し、後援することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. プロ棋士小山怜央氏の激励会の開催
2. その他役員会において決定した事業

(会員及び組織)

第4条 本会の会員は趣旨に賛同する者をもって組織する。

(経費)

第5条 本会の運営は一般会員、賛助会員の会費をもってする。

- ・一般会員・・・一般 年会費 3,000円
中高生 年会費 2,000円
小学生 年会費 1,000円
- ・賛助会員・・・年会費 5,000円

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事 若干名
4. 監事 2名
5. 事務局長 1名

第7条 会長は本会を代表し、会の執行を整理する。

第8条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。

第9条 幹事は会の運営に参画する。

第10条 監事は経理を監査し、その結果を役員会に報告する。

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 役員会は必要に応じ会長が招集し、出席者の過半数をもって決定する。

第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が役員会の承認を経て委嘱する。

(事務局)

- 第14条
1. 事務局は事務局長1名及び事務局員2名以上とする。
 2. 事務局員は事務局長の推薦により、会長が選任する。
 3. 事務局は会の運営、会計等の業務をする。
 4. 事務局員は役員会での決議権を有しない。

(会計)

第15条 本会の会計は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条 この会則に定めない事項については役員会において決定する。

付 則

この会則は令和5年3月1日から施行する。